

愛川町町民参加推進会議規則

平成 16 年 3 月 30 日

規 則 第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、愛川町自治基本条例（平成 16 年愛川町条例第 1 号）第 33 条第 6 項の規定に基づき、愛川町町民参加推進会議（以下「推進会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(委員)

第 2 条 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 公募による町民等
- (2) 区長会の代表者
- (3) 関係団体等の代表者
- (4) 学識経験を有する者

(会長及び副会長)

第 3 条 推進会議に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 推進会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 推進会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 5 条 推進会議の庶務は、自治基本条例管理運用主管課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、推進会議の運営等に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成16年9月1日から施行する。